

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則
福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規
則
福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例施行規則
の一部を改正する規則
- 福島県特定診療科医師研究資金貸与条例施行規則の一部を改正する
規則
- 福島県地域医療医師確保研修等資金貸与条例施行規則の一部を改正
する規則
- 犬による危害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 告 示
- 民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定める件の一部を改正
する件
- と畜場番号を定めた件の一部を改正する件
- 化製場等に関する法律により区域を指定する件の一部を改正する件

規 則

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県特定診療科医師研究資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県地域医療医師確保研修等資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則及び犬による危害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月九日

福島県規則第九号

福島県知事 内堀雅雄

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則（平成六年福島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の表理学療法士又は作業療法士の項第二号中「介護老人保健施設」の下に「及び同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県規則第十号

福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例施行規則（平成二十一年福島県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（表）中

満 歳	性別	男・女	を	満 歳
に改める。	性別	男・女	を	に改める。

様式第十一号中

満 歳	性別	男・女	を	満 歳
-----	----	-----	---	-----

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例施行規則様式第一号及び様式第十一号による申請書は、改正後の福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例施行規則様式第一号及び様式第十一号による申請書とみなす。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県規則第十一号

福島県特定診療科医師研究資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県特定診療科医師研究資金貸与条例施行規則（平成二十一年福島県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号(表)中

満	歳	性別	男・女	を	満	歳
に、	満	歳	性別	男・女	を	満
に改める。	満	歳	性別	男・女	を	満

改める。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県特定診療科医師研究資金貸与条例施行規則様式第一号及び様式第九号による申請書は、改正後の福島県特定診療科医師研究資金貸与条例施行規則様式第一号及び様式第九号による申請書とみなす。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第十二号

福島県地域医療医師確保研修等資金貸与条例施行規則の一部を改正する規

則

福島県地域医療医師確保研修等資金貸与条例施行規則(平成二十二年福島県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(表)中

満	歳	性別	男・女	を	満	歳
に、	満	歳	性別	男・女	を	満
に改める。	満	歳	性別	男・女	を	満

改める。

附 則

様式第八号中

満	歳	性別	男・女	を	満	歳
に	満	歳	性別	男・女	を	満

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県地域医療医師確保研修等資金貸与条例施行規則様式第一号及び様式第八号による申請書は、改正後の福島県地域医療医師確保研修等資金貸与条例施行規則様式第一号及び様式第八号による申請書とみなす。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第十三号

犬による危害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

犬による危害の防止に関する条例施行規則(昭和四十三年福島県規則第一百一号)の一部を次のように改正する。

第十条の表中「福島市 白河市」を「白河市」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

告 示

福島県告示第八十五号

民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定めた件(昭和四十一年福島県告示第五百七十号)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(社会福祉課)

福島県告示第八十六号

と畜場番号を定めた件(昭和四十三年福島県告示第四十四号)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(食品生活衛生課)

福島県告示第八十七号

化製場等に関する法律により区域を指定する件(昭和五十六年福島県告示第五百七十四号)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月九日

表福島市の項を削る。

福島県知事 内堀 雅雄

(食品生活衛生課)